

奈良市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 5 項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和 6 年 12 月 6 日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	道	端	孝治
同	中	西	吉日出

奈 監 第 107 号
令和 6 年 12 月 4 日

請求人住所・氏名省略

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	道	端	孝治
同	中	西	吉日出

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和 6 年 9 月 20 日付けで提出のあった、奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨については、提出書類から次のとおりと解した。なお、事業者名及び個人名についてはアルファベットに置き換えている。

奈良市職員措置請求書

1. 請求の要旨

奈良市の指定事業者である A 事業者は、計画相談支援の利用者 B に係る令和 5 年 9 月から令和 6 年 6 月まで（3 月、6 月、9 月、12 月の 3 か月ごと）のモニタリングについて、実施していないにもかかわらず計画相談支援給付費を不正に請求し、それに対し、市長は適切にチェックを行わず支払っていることが、公金の不正支出に当たり、市民の税金を無駄にしていることになる。

不正に支出した給付費について、返還請求するよう市長に勧告することを請求する。

2 請求の受理

令和6年10月11日に要件審査を行った結果、要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件住民監査請求における計画相談支援給付費（以下「給付費」という。）（令和5年9月実施分、令和5年12月実施分、令和6年3月実施分及び令和6年6月実施分（以下「4事案」という。））において、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かについて、監査対象事項とした。

2 監査対象部局

福祉部障がい福祉課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和6年9月26日、9月30日、10月3日及び10月17日に新たな証拠の提出を受け、令和6年9月20日、9月30日、10月3日及び10月17日に陳述書の提出を受けた。

4 関係職員の陳述

令和6年10月29日に福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課自立支援給付費係長に対し、陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 事実関係

(1) 計画相談支援の制度について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17に規定され、指定特定相談支援事業者（以下「事業者」という。）が、計画相談支援対象障害者等に対し、指定サービス又は指定継続利用支援を行った場合、その支援に要した費用を事業者が給付費として受け取る制度

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）】

（計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給）

第五十一条の十六 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、計画相談支援に関して次条及び第五十一条の十八の規定により支給する給付とする。

（計画相談支援給付費）

第五十一条の十七 市町村は、次の各号に掲げる者（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。

一 第二十二條第四項（第二十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第二十条第一項若しくは第二十四條第一項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第五十一条の七第四項（第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）から当該指定に係るサービス利用支援（次項において「指定サービス利用支援」という。）を受けた場合であつて、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。

二 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援（次項において「指定継続サービス利用支援」という。）を受けたとき。

2 略

3 計画相談支援対象障害者等が指定特定相談支援事業者から指定計画相談支援を受けたときは、市町村は、当該計画相談支援対象障害者等が当該指定特定相談支援事業者に支払うべき当該指定計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費として当該計画相談支援対象障害者等に対し支給すべき額の限度において、当該計画相談支援対象障害者等に代わり、当該指定特定相談支援事業者に支払うことができる。

4 略

5 市町村は、指定特定相談支援事業者から計画相談支援給付費の請求があつたときは、第二項の主務大臣が定める基準及び第五十一条の二十四第二項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準（指定計画相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

6 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

7 略

(2) 給付費の支給対象について

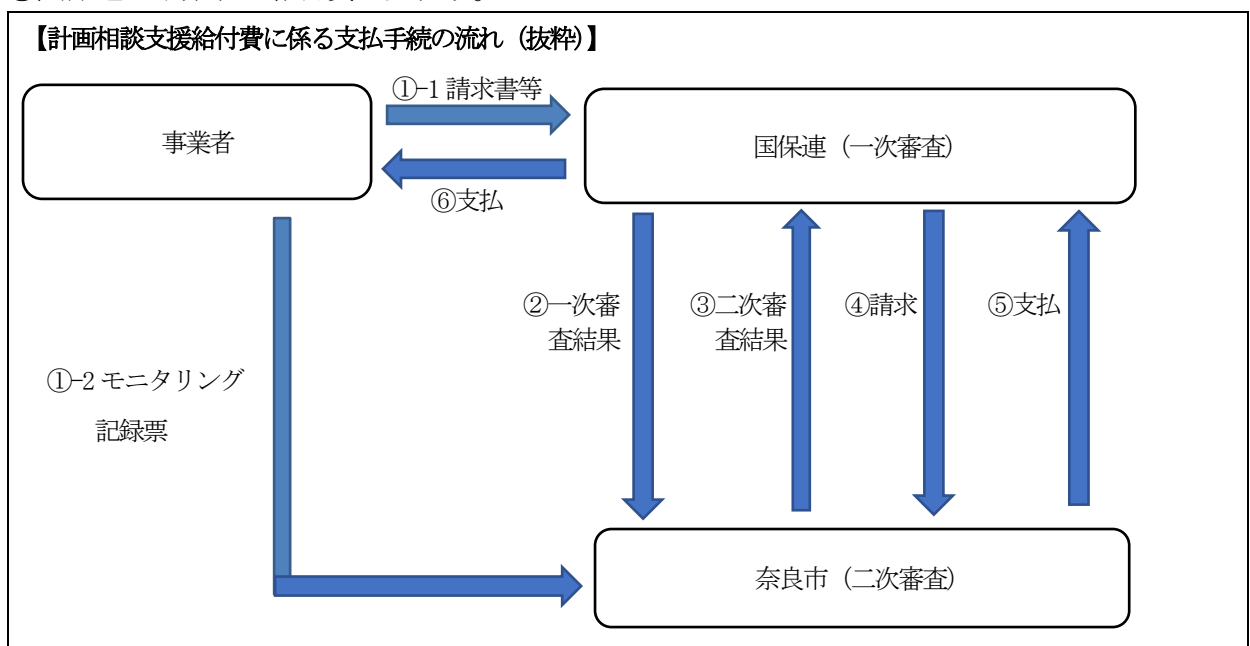
給付費の支給対象には、事業者が利用者に対し相談支援を行うモニタリングと支援計画を作成するプラン作成がある。

モニタリングは、市が指定する月（以下「指定月」という。）に、利用者の居宅等で実施する。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「基準省令」という。）、「障害者・障害児相談支援のてびき」（奈良市福祉部障がい福祉課 令和5年9月発行。以下「てびき」という。））なお、コロナ禍においては指定月でない日や電話等でのモニタリングも可能であったが、新型コロナウイルスが5類に移行することに伴い、令和5年5月8日以降は対面のみに戻った。（令和5年4月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡）

プラン作成は、有効期間の終期月に利用者の状況に応じて、更新等のため支援の計画を作成するものである。（基準省令、てびき）

(3) 給付費に係る支払手続について

- ①事業者は、モニタリングを実施した場合、請求書等を奈良県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に送付し、「サービス利用計画作成 モニタリング記録票」（以下「モニタリング記録票」という。）を市に提出する。
- ②国保連は、事業者からの請求が市の保有する事業者の情報や受給者情報と相違ないか機械的に審査し（一次審査）、市に審査結果を送付する。
- ③市は、国保連からの審査結果の確認のほか、事業者からのモニタリング記録票の面接日、面接場所、面接内容等が適切かを判断し（二次審査）、二次審査の結果を国保連に送付する。
- ④国保連が市に給付費を請求する。
- ⑤市が国保連に給付費を支払う。
- ⑥国保連が事業者に給付費を支払う。



(4) 市が行う給付費に係る二次審査（(3)③）について

市では、国保連から一次審査の結果を受けた後、事業者が作成したモニタリング記録票でモニタリング実施日が指定月であるか、モニタリングの場所及び内容が妥当であるかを確認し、モニタリングとして不適切な内容であるなど疑義が生じた場合は個別に内容を点検し、支払不可とするか否かの判断をする。

また、国保連からの一次審査の結果にかかわらず、モニタリング記録票が提出されていない場合は支払不可と判断する。

プラン作成の場合は、事業者が作成したケア計画書（案）において、支援頻度や時間数に誤りがないか、支援計画の内容が妥当であるかを確認し、不適切な内容の場合は支払不可と判断する。

また、モニタリングの場合と同様にケア計画書（案）が提出されていない場合は支払不可と判断する。

(5) 4 事案の状況について

利用者Bの受給者証にある「モニタリング期間 3月ごと(令和6年3月～令和7年12月)」との記載が、指定月が3月、6月、9月、12月であることを示し、「支給決定期間 令和6年1月1日から令和7年12月31日まで」との記載が、令和5年12月が更新月であるためプランを作成する月であることを示している。

国保連からの4事案に係る審査結果はいずれも正常と判断されていることが、一次審査の結果として送付されるデータ情報に記載されていた。

A事業者が提出したモニタリング記録票には、4事案とも、指定月に自宅で実施したことが記載されていた。

令和5年12月にはプラン作成を行っており、ケア計画書(案)が提出されていた。

また、4事案について市は、令和5年9月実施分16,762円を令和5年11月10日に、令和5年12月実施分19,362円を令和6年2月9日に、令和6年3月実施分16,762円を令和6年5月10日に、令和6年6月実施分19,487円を令和6年8月9日に、それぞれ支払っている。

なお、令和6年11月5日付けで、4事案を含め利用者Bに係る過去5年分の請求について、A事業者からモニタリングの実施日誤りとして過誤申立てがなされた。これにより、4事案を含め利用者Bに係る過去5年分の給付費が今後支払われる給付費と相殺される予定である。

3 監査委員の判断

請求人は、給付費の不正請求について、市長が適切にチェックを行わず支払っていることは公金の不正支出に当たり、市民の税金を無駄にしていることになる」と主張しているので、このことについて判断する。

本制度における給付費の支払手続として市がすべきは、国保連が行う一次審査の結果を受け、二次審査として一次審査の内容確認と、A事業者が市に提出するモニタリング記録票の確認を中心とした書面審査を行うというものであり、一次審査の結果のうち正常と判断されたもの以外の請求内容の確認と、一次審査で正常と判断されたものを含めた全案件のモニタリング記録票の確認を行うとともに、モニタリング記録票の提出のない請求については支払不可と判断するというものであった。モニタリング記録票の確認内容については、事実関係(4)のとおり、モニタリングを実施した日が指定月であるか、モニタリングの場所及び内容に不適切な点がないかなど、支払のための要件を満たしているかを確認するというものであった。また、プラン作成の場合も、事実関係(4)のとおり、ケア計画書(案)の提出の有無及び内容の確認を行った上で支払の可否を判断するというものであった。

4事案については、一次審査で正常と審査されており、モニタリング記録票の記載内容には指定月と異なるもの及び居宅以外の実施場所が記載されたものはなく、また、面接内容も不自然な記載は見当たらなかった。また、プラン作成については令和5年12月に作成したケア計画書(案)が提出されていた。

これらのように、市が行う給付費の二次審査として通常想定される支払手続は適切になされていたことから、本件住民監査請求における給付費の支出が違法又は不当な公金の支出であったとすることはできない。

加えて、仮に本市に損害があったとしてもA事業者が4事案について過誤申立てを行ったことにより、今後損害が回復される見込みであることから、結果的にその前提を欠くことになり、請求人の主張には理由がなくなることからも、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えないと判断する。

4 意見

本件住民監査請求については、以上のとおり、給付費の支払に関する一連の手続において不適切な点は見当たらなかったものの、市長に対し次のとおり意見を述べるものとする。

本件住民監査請求は、請求人から、そもそも市指定のモニタリングが実施されていないという申出があったことから、所管課がA事業者ヒアリングを行い、監査中にA事業者が請求の過誤申立てを行うに至っている。

所管課では、二次審査の過程で疑義が生じたときは不正請求がないかなど確認を行っているとのことであるが、引き続き、不正等の可能性があることを知り得た場合には適時調査を行い、必要に応じて返還請求を行うなど、計画相談支援制度の趣旨に基づき適切に事務手続を行われたい。